

土海第 249 号  
令和元年 6 月 11 日

沖縄防衛局  
調達部長 井上 主勇 殿

沖縄県土木建築部長  
上原 国定

普天間飛行場代替施設建設事業に関する埋立に用いる土砂の性状の  
確認等について

みだしのことについて、平成 31 年 3 月 29 日付け土海第 1435 号（以下「県照会文書」という。）により、埋立土砂としての岩ズリの試験結果への疑義に対する説明を求めたところ、同年 4 月 11 日付け沖防調第 2195 号（以下「回答文書」という。）で回答があったところですが、別紙のとおり、回答文書においても当該土砂の性状等に関する疑義は未だ払拭されておられません。

県照会文書及び令和元年 6 月 11 日付け土海第 248 号でも指摘したとおり、貴局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立工事を行う権限を喪失したまま違法に工事を続行しているものであり、違法に土砂が投入された上に、当該土砂の性状等について重大な疑義が生じている現状は到底看過できるものではありません。

については、土砂の投入を直ちに停止するとともに、土砂の性状確認等のため、県による立入検査及び試料採取の実施に応じるよう、改めて求めます。

### 1 パンフロック試験の換算係数について

搬出前の検査として、パンフロック試験により細粒分含有率を求めているが、同試験では体積から質量に換算するため予め換算係数を求める必要があるところ、回答文書によると、換算係数を算出するために用いたパンフロック試験値と粒度試験のデータが1年以上離れており、異なる性状の土砂を用いて換算係数を算出した可能性があり、試験結果が埋立土砂の性状を適切に示していない疑義がある。

### 2 性状の異なる土砂の確認について

回答文書によると、埋立に用いた土砂は安和鉦山1ヵ所から搬出したとされているが、同文書別添2の立会確認書によると、安和鉦山内における測点毎に土砂の性状が異なっていることが認められ、また、安和鉦山③、同⑤に関する添付画像を見る限りでは、赤土が優先している状況を確認できる。同じ鉦山内であったとしても、測点毎に土砂の性状が異なることを踏まえると、試験結果と実際に投入された土砂の性状が異なる疑義がある。

### 3 液状化について

回答文書別添3の粒径加積曲線では、平成29年度と平成30年度それぞれ1ヵ所のみの結果しか示されていないが、2で指摘したとおり、安和鉦山には性状の異なる土砂の存在が確認できることから、液状化の検討が行われていない土砂が投入された可能性がある。なお、当該資料における平成29年度と平成30年度の試験結果だけを見ても、明確な違いが確認できることから、搬出先の安和鉦山には性状の異なる土砂が存在していることが示唆される。

### 4 細粒分含有率について

細粒分含有率について、環境保全図書において「主に岩ズリを使用する計画であり、岩ズリの細粒分含有率は概ね10%前後と考えられ」と記載されているところ、回答文書における「埋立土砂が水の濁りに寄与する埋立てを行う時期についてのもので、外周護岸で閉鎖的な水域をつくりその中に埋立材を投入する工法の場合について、細粒分含有率が10%以下の埋立材を用いる旨を示してのものではありません」との記載や、細粒分含有率40%の岩ズリの使用については、環境保全図書に全く記載されていない。

これまでも指摘しているとおり、平成30年12月14日付け事務連絡で報告のあった材料承諾願に記載されている規格・寸法（黒石（沖縄県産）最大粒径300mm以下、細粒分含有率40%以下）の条件を設定した理由は何ら説明されておらず、同条件における液状化の評価も全く行われていない。